

施設管理者・事業所責任者 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課長

**新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
障害福祉サービス事業所等の対応について【通所系サービス】(その1)**

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス事業所等の対応について(通知)」(令和2年4月8日付 健障サ第245号)に基づき、サービス提供に係る具体的な対応をお示します。

なお、国や神奈川県から示される方針の変更等により、本通知の内容について変更する可能性がありますことをあらかじめ御了承ください。

1 適用期間

令和2年4月7日から令和2年5月6日まで

※ 「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針(令和2年4月7日付 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策)」の措置を実施する期間と同様です。

2 対象サービス

生活介護、就労移行支援、就労継続支援A・B型、自立訓練(生活訓練(宿泊型も含む))、自立訓練(機能訓練)、短期入所

3 取扱い内容

「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」(令和2年4月7日)に基づき、事業所は通所利用者の受入を継続してくださるようお願いいたします。ただし、利用者等が新型コロナウイルスの感染防止のため、やむを得ず在宅での利用を希望する場合には、下記の要件を満たした上で在宅での利用も可とします。その場合、下記のすべての要件を満たすことで報酬の算定対象となります。

【報酬算定要件】

- (1) あらかじめ利用者等に対して、通常通りのサービスとみなされ、利用者負担が発生することについて、丁寧に説明を行い、同意を得てください。
- (2) 個別支援計画を見直し、在宅での支援内容及び期間を明記してください。なお、緊急等やむを得ない場合には事後的に行われることを妨げるものではありません。
- (3) 今回の取扱いは新型コロナウイルス対応に伴う例外的な取扱いであるため、運営規程において、在

宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておくことまでは求めません。

- (4) 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューはできる限り確保してください。また、健康管理や相談支援等のできる限りの支援を行ってください。
- (5) 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援を行い、支援記録及び日報を作成してください。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行ってください。
- (6) 緊急時の対応ができるようにしてください。
- (7) 事業所の人員体制については、通所利用者への支援と在宅利用者への訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保してください。
- (8) 週2回通所、週3回在宅といったような利用も構いません。1週間ごとに通所、在宅と区切って利用することも構いません。
- (9) パソコンを使用する場合、必ずセキュリティソフトを導入してください。
利用者がパソコンを持っていない場合は、パソコンを貸し出すなどの対応を実施してください。なお、この場合は個人情報を保存したことがあるパソコンは貸し出さないなど、個人情報を流出することのないよう最大限注意してください。
- (10) 該当日の利用者のサービス提供実績記録表に、「訪問（電話等）による支援であること」及び「支援を行った時間」を記載し、利用者本人から押印又は署名を必ずもってください。

※ 「新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅での就労移行支援事業の利用について第2報（通知）（令和2年3月31日付健障支第4508号）」の取扱いは令和2年4月6日をもって終了します。

4 参考資料

- ・「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（令和2年4月7日付）」厚生労働省）<https://www.mhlw.go.jp/content/000619987.pdf>

【担当部署】

<日中活動系サービス（通所）・入所施設等>
健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係
電話 671-3607

<障害者地域活動ホーム（法人地活・機能強化）>
<多機能型拠点・短期入所>
健康福祉局障害施設サービス課地域施設支援係
電話 671-3821

※ 本通知に関する問い合わせは

【午前 9:30～11:30 午後 13:30～16:30】（土日祝日除く）

にくださるようお願い致します。現下の状況を踏まえ、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。